

## 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱【令和6年度登録以降】

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若年者の旭川市外への流出を食い止めるとともに、地元企業への就業による地域への定着を促すことで本市経済の担い手となる人材を確保するため、大学等高等教育機関在学中に借り入れた奨学金を卒業後に返済する者、又はその者が借り入れた奨学金を代理返還する企業に対して補助を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 高等教育機関  
学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）、大学院をいう。
- (2) 奨学金  
高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。
- (3) 地元企業  
旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人又は旭川市内で事業を営む個人事業主をいう。
- (4) 正規雇用  
社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。
- (5) 市内定着  
地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ旭川市内に住所を有していることをいう。ただし、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人等）の職員として就業している場合は除くものとする。
- (6) 定着認定日  
市内定着を始めた日をいう。ただし、第7条第5項に規定する登録を決定した日の属する年度（以下「登録年度」という。）において市内定着した場合、その翌年度の4月1日を定着認定日とする。
- (7) 既卒者  
高等教育機関を卒業した年度から3か年度を経過していない者をいう。ただし、第7条に規定する登録の応募を行う年度において卒業するものは除くものとする。
- (8) 年度  
地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。
- (9) 代理返還  
企業が従業員に代わり、奨学金の返還額の一部又は全額を独立行政法人日本学生支援機構に直接返済することをいう。
- (10) 登録者  
第7条第5項に規定する登録決定を受けた者（個人）をいう。
- (11) 登録企業  
第7条第5項に規定する登録決定を受けた地元企業をいう。
- (12) 個人制度  
登録者自身が、各書類の提出及び奨学金の返済を行い、補助を受ける制度。
- (13) 企業連携制度  
登録企業が、登録者に代わり各書類の提出及び代理返還を行い、補助を受ける制度。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たした者、又はその者が借り入れた奨学金を代理返還する地元企業とする。

- (1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があること。
- (2) 貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと。（補助対象期間に限る）
- (3) 市内定着していること。（補助対象期間に限る）

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間とする。

- (1) 定着認定日
  - (2) 奨学金の最初の返済予定日（最初の返済予定日前に返済を開始した場合は、その日を最初の返済予定日とする。）
- 2 補助対象期間において、市内定着要件に該当しなくなったときは、次の各号に該当する場合を除き、補助対象期間を終了するものとする。
- (1) 自己都合によらない離職
  - (2) 旭川市外への転居を伴う転勤
  - (3) 天災、傷病その他補助対象者等の責めに帰さない事情
  - (4) 上記各号の規定によらない理由で、要件を満たしていない期間が年度毎に3か月以内の期間である場合
  - (5) その他市長が認める場合

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度（補助対象期間のうち市内定着している期間に限る。）に登録者が返済した奨学金の額又は登録企業が代理返還を行った額とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、登録者毎に対象経費の2分の1以内、かつ登録者が奨学金を借り入れた高等教育機関の区分に応じ、別表に定める補助上限額を限度とし、予算の範囲内において決定する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 登録企業への補助金の額は、第1項及び前項により企業連携制度を選択した登録者毎に算出した額の合計額とする。

(登録)

第7条 補助金の交付又は代理返還を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に次の書類を提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【個人】（様式第1号）
  - (2) 奨学金の借入を証する書類（既卒者は奨学金返済残額を証する書類）
  - (3) 在学証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している場合は、卒業したことを証する書類）
  - (4) 住民票の写し（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる登録を受けようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。
- (1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。
  - (2) 次のいずれかに該当していること。
    - ア 登録の応募を行う年度において、高等教育機関を卒業又は卒業見込みの者
    - イ 登録申請時点において、旭川市外に住所を有している既卒者
- 3 補助金の交付を受けようとする企業は、代理返還を開始する前までに次の書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。
- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙【企業】（様式第1号の2）
  - (2) 次の書類のうち、ア及びイからオに掲げるいずれかの書類。ただし、登録年度の旭川市入札参加資格者名簿（建設工事等、物品購入等）に掲載されている場合は提出不要とする。
    - ア 旭川市の市税に滞納がないことの証明書の写し
    - イ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの）（原本）
    - ウ 直近の確定申告書【第1表及び第2表及び収支内訳書】（税務署受付印のあるもの）
    - エ 所得税青色申告決算書【1～4面】（税務署受付印のあるもの）
    - オ その他市長が必要と認める書類
- 4 前項に掲げる登録を受けようとする企業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。
- (1) 地元企業であること。
  - (2) 各登録者への支援は代理返還により行うものとし、最低3年間継続すること。
  - (3) 各年度において、登録者毎に別表に定める補助上限額、若しくは補助対象期間における返済予定額以上の代理返還を行うこと。
  - (4) 本要綱及び代理返還制度の内容を十分理解し、遅滞なく各種手続きを行うこと。

- 5 市長は、登録を決定したときは、登録通知書（様式第2号又は様式第2号の2）により通知するものとする。
- 6 市長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 7 市長は、登録企業について、市ホームページ等での周知などを行うものとする。
- 8 市長は、登録者が登録年度の翌年度の3月31日までに市内定着しないときは、当該登録を取り消すものとする。
- 9 市長は、登録企業が第4項に掲げる要件を満たさなくなった場合、当該登録を取り消すものとする。

#### （制度の選択）

第8条 登録者が登録企業に就業した場合、個人制度若しくは企業連携制度のどちらの制度を適用するかを選択しなければならない。

- 2 企業連携制度を選択した登録者は、登録企業の求めに応じて代理返還及び補助金申請に関係する書類を提出するとともに、提出内容に変更等があった場合には第14条に規定する変更届出書（様式第8号）を提出しなければならない。

#### （状況報告）

第9条 個人制度を選択した登録者は、定着認定日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）
  - (2) 奨学金の返済予定額を証する書類
  - (3) 卒業証明書又は卒業証書の写し（第7条第1項第3号に規定する書類として既に提出している場合は除く。）
  - (4) 雇用証明書（様式第4号）
  - (5) 住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたもの。ただし、既卒者の場合は、旭川市に住所を移転した以降のものとする。）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 企業連携制度を選択した登録者は、前項に定める書類と奨学金返済に係る合意書（様式第9号）を同期間内に登録企業に提出しなければならない。また、登録企業はその書類を速やかに市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、登録者が状況報告書の提出を行わないときは、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

#### （制度の変更）

第10条 登録者が転職等により制度の変更を行う場合は、登録企業と制度変更について合意した上で、変更届出書（様式第8号）に奨学金返済に係る合意書（様式第9号）を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、登録企業が登録を取り消された場合、当該登録企業の企業連携制度を選択していた登録者は、登録企業との合意なしに個人制度への変更を認める。

#### （交付の申請）

第11条 補助金の交付申請は、一登録者について登録者本人若しくは登録企業のいずれか一方しか行うことはできない。ただし、申請年度の前年度において、前条に規定する制度の変更を行った場合は、この限りではない。

- 2 補助金の交付を受けようとする登録者は、申請年度の4月1日から8月31日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【個人】（様式第5号）
  - (2) 在職証明書（様式第6号）（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
  - (3) 住民票の写し（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
  - (4) 申請年度の前年度における奨学金の種類と返済予定額を証する書類
  - (5) 申請年度の前年度における奨学金の返済日及び返済額を証する書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする登録企業は、申請年度の4月1日から4月30日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書【企業】（様式第5号の2）
  - (2) 企業連携制度を選択した登録者に係る前項第2号から第5号に規定する書類
- 4 登録者は、申請年度の前年度において補助対象経費がない場合は、交付申請に代えて申請期間内に申立書（様式10号）の提出を行わなければならない。ただし、企業連携制度を選択した場合は、登録企業を経由し提出するものとする。
- 5 第1項ただし書きの規定により、登録者及び登録企業の両者から申請があった場合、その登録者に係る補助上限額は企業連携制度分から適用させるものとし、個人制度分の補助上限額は企業連携制度分を適用させた後の差引額を限度とする。

6 市長は、第4条第2項各号に定める場合を除き、登録者が申請年度ごとに第2項及び第4項に規定する書類の提出を行わないときは、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、理由を示して条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第13条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第7号又は様式第7号の2)により補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業に通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第14条 登録者は、登録時及び状況報告などの内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。ただし、企業連携制度を選択した場合は、登録企業を経由し提出するものとする。

2 登録企業は、登録時の内容に変更が生じたときは、遅滞なく変更届出書(様式第8号の2)により市長に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第15条 補助金の交付を受けようとする登録者若しくは登録企業は、第13条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助金の交付を決定した者又は企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき

(2) その他偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助金の交付を決定した者又は企業に通知するとともに、第7条第5項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の時期)

第17条 補助金は、第12条の規定による補助金の交付決定を行った後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助決定者は、補助対象期間内における奨学金返済に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終申請年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

別表 在学中に借り入れた高等教育機関の区分ごとの補助上限額

	高等教育機関の区分	補助上限額	
		1年度当たり	補助対象期間での通算
1	大学	100,000円	300,000円
2	短期大学	70,000円	210,000円
3	高等専門学校	70,000円	210,000円
4	専修学校	70,000円	210,000円
5	大学院（修士の学位を授与するもの）※1	75,000円	225,000円
6	大学院（博士の学位を授与するもの）	109,000円	327,000円
7	上記1～6に掲げる複数の高等教育機関での借入がある場合※2	161,000円	483,000円

※1 学校教育法第87条第2項の規定により修業年限を6年とする大学の課程（医学、歯学等を履修する課程）における5年次以降の借入分は、当該項目を適用する。

※2 複数の高等教育機関で在学中に奨学金を借り入れた場合は、合算した借入額を補助対象とする。